令和４年７月２７日

市立学校園所幼児児童生徒の保護者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　川西市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについて

大暑の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市教育の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市においては、兵庫県の対処方針に基づき、一部対策の見直しを進めているところです。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについて、下記の通り、一部変更します。下記を含め、別添一覧表の内容を改めてご確認いただきますようお願いいたします。

学校園所においては引き続き、感染防止対策に取り組み、子どもの健康に留意しつつ円滑な学校園所運営を推進いたします。各ご家庭におかれましては、毎日の登校前の健康観察を、引き続き徹底するようお願いいたします。

この措置は令和４年７月２８日から実施いたします。この取扱いについては留守家庭児童育成クラブも同様とします。なお、今後、国や県の新型コロナウイルス感染症に関する対応について、変化があった場合には、内容に変更が生じる可能性があります。

記

１　変更点

令和４年７月２７日まで

幼児児童生徒が、濃厚接触者になった場合、陽性者と最後に会った日（陽性者が同居家族等の場合は、「陽性者の発症日」)の翌日から７日間を経過するまで出席停止とする。ただし、４日目及び５日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、５日目からの登校園所を可とする。

令和４年７月２８日以降

幼児児童生徒が、濃厚接触者になった場合、陽性者と最後に会った日（陽性者が同居家族等の場合は、「陽性者の発症日」)の翌日から５日間を経過するまで出席停止とする。ただし、２日目及び３日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、３日目からの登校園所を可とする。

２　その他

発熱等があれば、まずは地域の医療機関（かかりつけ医等）に電話でご相談の上、病院受診をお願いします。かかりつけ医などがなく、相談先に迷う場合は、「発熱等受診・相談センター（伊丹健康福祉事務所）」（平日9時～17時30分　☎072-785-9437）や「兵庫県新型コロナ健康相談コールセンター」（24時間受付《土日祝日含む》　☎078-362-9980）へご相談ください。

【参考】「発熱等の症状がある方へ（医療機関受診方法の案内）」(兵庫県ホームページ)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/hatsunetsusoudan.html